

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ガリバー狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富六十一の十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 地元説明会の開催をお願いいたします。

二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県西部地域振興センター